

管理協02-227

令和3年1月5日

会員各位

一般社団法人マンション管理業協会

事務局長 鈴木良宜

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う
1都3県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）における
「緊急事態宣言」等発令時の対応について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、弊協会業務に格別なる御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染者の増加が顕著な状態となっていることから、政府より東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県を対象として、改正「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（令和二年三月一三日法律第四号）に基づく「緊急事態宣言」等を発出することについて、検討する考えが表明されました。発令された際には、対象となるエリアにおける人の移動を制限（外出禁止）する「要請」「指示」が出される場合があります。

つきましては、会員社におかれましては、令和2年7月20日改訂「マンション管理業における新型コロナウイルス等感染症対応ガイドライン」を参考に、受託管理組合への対応について、ご検討をお願いいたします。

謹白

記

【参考】

1. 改正「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき政府から「緊急事態宣言」が発令された場合

各都道府県知事は国民に外出自粛の「要請」、学校や福祉施設などの使用制限に関する「要請」や「指示」ができる。

2. 望まれる対応

管理組合に対して、緊急事態宣言等が発令された場合には管理会社社員も出勤できなくなる場合も想定されることを説明し、現時点で可能なマンションのライフライン維持の対応等について事前に協議しておく。

3. 令和2年7月20日改訂「マンション管理業における新型コロナウイルス等感染症対応ガイドライン」

http://www.kanrikyo.or.jp/report/pdf/gyoumu/virus_20200720.pdf

以上

本通知に関するお問合せ先

(一社) マンション管理業協会

業務部 森野 TEL 03-3500-2721